

四日市市告示第 227 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定に基づき、公金事務を指定公金事務取扱者に委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 4 月 1 日

四日市市長 森 智 広

1 指定公金事務取扱者の名称及び住所または事務所の所在地

名称、所在地	
社会福祉法人あがた福祉の会	四日市市赤水町 1274 番地 14
社会福祉法人英水会	四日市市大字日永字母ヶ坂 5530 番地 23
社会福祉法人徳寿会	四日市市天カ須賀四丁目 7 番 25 号
社会福祉法人宏育会	四日市市西大鐘町字山添 1580 番地
社会福祉法人ユートピア	四日市市久保田二丁目 12 番 8 号
社会福祉法人永甲会	四日市市采女町字森ヶ山 418 番地 1
社会福祉法人風薫会	四日市市高砂町 6 番 5 号
社会福祉法人青山里会	四日市市山田町 5500 番地 1
社会福祉法人三重福祉会	四日市市西坂部町 1127 番地
社会福祉法人富田浜福祉会	四日市市富田浜町 26 番 14 号

2 委託した公金事務に係る歳入等

介護予防・生活支援サービス事業に係る手数料

3 指定公金事務取扱者の指定をした日

令和 8 年 4 月 1 日

4 委託の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

(健康福祉部高齢福祉課)